からのお知らせ

本

8月1日から 新しく

医療保険の被保険者証が新 8月 了 日 から、後期高齢

くなります。 者

平成22・23年度は 均等割額40,300円 所得割率7.75%となります

険

者

証

は、

原

新しい被保

ご使用ください。

日までとなりますので、大切に

有効期間は、翌年の7月

31

にお送りします。 書留で7月中 則として簡易

(平成20・21年度は 均等割額42,530円 所得割率7.96%)

※平成22年度の個人の保険料は、7月中旬に通知します。

均等割額と所得割率は、埼玉県の後期高齢者医療制度 の運営主体である「埼玉県後期高齢者医療広域連合 | により2年ごとに決められます。

く負担する「均等割額」と所得に 応じた「所得割額」を合計して、 人単位で計算されます 保険料は、被保険者全員が等

+

一人当たり 40,300円

所得割額

前年の総所得金額等 基礎控除額33万円

X 所得割率 7.75%

す

が、

次の

納付書または

振替などで納 (普通徴収)

め 7

13

ただ

き

の天引き

(特別徴 かたは

収

とな

ŋ か

ま 5

ます 口座

年間保険料

(限度額50万円)

(普通徴収) となります

記載の金融機関に直接お申し込みくだする場合は、送付された納付書裏面に○納付書でのお支払いを口座振替に変更 ○年金からの天引き(特別徴収)を希望 さい。 です。10月・11月・12月・1月・2月の8期)普通徴収の納期は7月・8月・9月・ により口座振替に変更することもでき 険料の納め忘れがない口座振替をお※普通徴収(納付書)のかたには、保 すすめします。

問い合わせ…高齢者保険事業室

均等割額

※年度途中で新規加入され)介護保険料が年金から天引き 介護保険料と後期高齢者医 年金の受給額 たは、 されていないかた 保険料を合わせた額が年金額 の 2 分の 1 を超えるかた 未満のかた 当初は納付書でのお支 が年額 18 たか 万円

€259-7653 M258 - 0670 後期高齢者医療制度では、

被保険者全員に保険料を納め

いただきます。

保険料は原則

として年金